

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人はタクシー乗務員として勤務していたところ、乗客との会話の際に言葉をうまく発することが出来なくなり、翌日、〇病院を受診し「脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

月間の所定労働日数は隔日勤務で 12 乗務とされていたにも関わらず、13 ないし 14 乗務しており、拘束時間を含めた総労働時間は月間 250 時間以上に及んだことが、本件疾病の発症原因である。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人が罹患した疾病は、「脳梗塞」であり、認定基準の対象疾病に該当する。
- (2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (3) 発症前おおむね 1 週間及び発症前おおむね 6 か月の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。
- (4) 請求人は健康診断で、高血圧、高脂血症との指摘を受けている。
- (5) 搬送先医師及び地方労災医員の意見においても業務起因性が否定されている。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 請求人が罹患した疾病は、「脳梗塞」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

イ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前おおむね 1 週間及び発症前おおむね 6 か月の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。（発症前 1 か月の時間外労働時間数は 51 時間 35 分、発症前 2 か月ないし 6 か月にわたって、最も多い平均時間外労働時間数は 2

か月平均の 56 時間 8 分)。

エ 地方労災医員の意見書では、「発症時の病態・症候は通常見られる脳梗塞とみて矛盾はなく、脳梗塞が自然経過の中で発症したものとみるのが妥当と考えられる」との意見である。

(2) 結論

以上から、請求人に発症した本件疾病は、業務との相当因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることは出来ない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。